



BAN-BANテレビ 11ch  
東播磨の見て聞いて知って“納得”する行政情報をわかりやすく発信します。毎月1日、16日に更新する5分番組です。

今月の内容

- 6月1日(水)～15日(水) 播磨町は60周年を迎えました(播磨町)
- 6月16日(木)～30日(木) 新しい総合計画・総合戦略がスタートしました!(稲美町)

放送時間

月～金曜日 10:25～、18:25～、22:25～  
土、日曜日 6:25～、22:25～



BAN-BANラジオ FM86.9MHz  
播磨町タウンインフォメーションを発信中。  
水曜日 17:30  
木曜日 9:30

交通事故の状況 令和4年3月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	212 (-5)	236 (-10)	2 (+2)
稲美町	31 (-1)	39 (+3)	1 (-2)
播磨町	22 (-1)	23 (-3)	1 (+1)

犯罪発生状況

3月の町内犯罪発生件数 22件 (前年比 +9件)

種別	件数
空き巣	1
車上ねらい	3
暴行	3
器物損壊	4
その他	11

令和4年犯罪累計 49件

※野添交番と本荘交番での件数を集計しています。  
※件数は速報値のため、累計数と月毎の件数の合計が異なる場合があります。  
※前年比は、令和3年3月との比較です。

特殊詐欺発生状況

3月の町内特殊詐欺発生件数 1件

おくやみ 【4・5月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大島 和枝	(東本荘)	81
草部 清美	(野添)	84
橋本 哲二	(北野添)	84

福祉

家族介護用品の給付制度

家庭で高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

町が委託した事業者が各家庭に配達します。対象 次々の要件を全て満たす人。身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた人。町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の人。下肢または体幹機能に障



在宅重度障害者医療器材購入助成

がいのある人  
・知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がいを含む、褥瘡(床ずれ)の治療または予防が必要な人  
医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のため必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材  
助成額 1ヵ月あたり上限4千円  
申請窓口・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用などの一部を助成します。※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。対象 次々の要件を全て満たす児童  
・児童の保護者が町内に住所を有すること  
・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること  
・両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと  
補聴器の装用により言語の習得など一定の効果がある

と医師が診断していること  
注意  
・所得制限があります  
・助成を受けてから耐用年数を経過していない場合は対象となりません  
助成額  
①補聴器購入費  
ポケット型、耳かけ型、耳穴型(レディメイド)、骨導式ポケット型 4万円  
骨導式眼鏡型、耳穴型(オーダーメイド) 10万円  
②補聴システム購入費  
FM補聴システム(一式(ロジャーシステム含む)) 10万円  
③耳あて等交換費  
・耳あて(イヤモールド) 6千円  
・耳穴型シエル(オーダーメイド) 1万8千円  
申請窓口・問合せ

シルバー人材センター会員の募集 シルバー人材センターは、播磨町に住む60歳以上の健康で働く意欲のある人の入会をお待ちしています。

●入会説明会 毎月第4水曜日 10:00  
▶問合せ シルバー人材センター ☎079(437)7386

福祉グループ ☎079(435)2361



軽・中度難聴児補聴器購入費助成

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「特設人権相談所」の開設など、この日を中心として人権思想の啓発に努めています。ご存知ですか?人権擁護委員 人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持つような啓発活動を行ったり、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

播磨町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の委員がいます。

- 大辻 京子
  - 細田 知秀
  - 松井 佳子
  - 吉川 健次
  - 吉田 孝行
- 特設人権相談  
日時 6月1日(水)、12月



児童手当

児童手当受給者の現況届が原則提出不要となりました

児童の養育状況が変わっていないければ、次に該当する人を除き、現況届の提出は不要となりました。  
現況届の提出が必要な人  
・支給要件児童が受給者と異なる住所に住んでいる人  
・離婚協議中で配偶者と別居されている人  
・その他、播磨町から提出の案内があった人

※前記に該当する人で、現況届の提出がない場合には、受給資格があっても引き続き手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。  
提出期間 6月1日(水)～15日(水)  
提出する物  
・児童手当現況届(各受給者に郵送します)  
※その他必要書類については個人通知をします。  
提出方法 返信用封筒にて郵送(切手不要)、または福祉グループ窓口までご持参ください  
※受付日時に都合の悪い人は、6月30日(木)までに福祉グループへ提出してください(郵送可)。  
問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

児童手当の振り込み

6月期(2月～5月分)の児童手当は6月10日(金)に口座に振り込みます。なお、個人あての支給通知はしませんので、ご了承ください。また、振込先口座の変更を希望される場合は、振込

月(6月、10月、2月)の前月15日までに変更届を提出してください。  
問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

住民税(町県民税)の減免

退職や失業などにより所得がなくなったり、著しく減少したりした場合、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。減免の申請をする人は申請期限(納期限)までに申請書を提出してください。減免申請書は税務グループの窓口や播磨町のホームページにあります。  
対象  
【A】次の①～③全てに該当する人  
①令和3年中の総所得金額が500万円以下の人  
②失業、休業・休職、または廃業などがあった人(※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります)  
③令和4年中(令和4年1月～12月)の総所得金額の

見込額が、令和3年中(令和3年1月～12月)の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人  
【B】納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合(課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が200万円以下であること)  
【C】勤労学生、未成年、障がい者、寡婦(ひとり親)、療養など  
必要書類など  
・納税通知書  
・前述の②に該当することを確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など)  
・所得見込計算書及びその所得金額等が確認できる書類(給与明細、年金振込通知書など)  
・相続人の所得証明書(相続人が町民である場合は不要)

なお、令和3年中の所得にかかる住民税の減免申請より、対象及び必要書類などが一部変更となっております。

【広報はりに掲載するQRコードについて】  
読み込んだときに「r.qrqr.com」と表示されるQRコードは、アクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。



